

資料（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成21年7月21日（火）

担当課：生活環境保全課

件 名： 大和市手数料条例の一部改正について	
提出理由： 土壌汚染対策法が改正され、新たに汚染土壌処理業の許可申請制度が設けられたことに伴い、申請手数料を徴収するため。	
内 容： 1. 背 景 - 工場跡地等の土壌汚染が顕在化し、その対応を図る必要があることから、平成15年2月に土壌汚染対策法（以下「法」という）が施行され、全国的な土壌汚染対策の仕組みができた。 - 汚染された土壌を不適正に処理したことによる汚染の拡散を防止するため、法が改正され4月24日に公布された。 - 改正法では、新たに汚染土壌処理業の許可申請制度が設けられ、平成21年10月下旬に施行されることになった。 2. 改正理由 - 汚染土壌処理業の許可に関する審査手続きについては、相当量の作業量を要することとなる。 - このため、その作業に見合った費用を地方自治法第227条の規定に基づき、手数料として徴収するため、大和市手数料条例を改正する。	3. 申請に伴う審査項目 汚染土壌処理業の許可の申請に関して、以下の項目を審査する。 ①事業計画について（施設の保守管理を含む） - 汚染土壌の処理工程等 ②汚染土壌処理施設の能力について - 施設の構造等 ③汚染土壌処理業の申請者の能力について - 処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。 4. 条例改正する内容 - 汚染土壌処理業（新設）の許可申請手数料を設定する。 - 手数料は24万円／件とする（県及び県内政令市同一金額）。 ※法における「政令市」：指定都市、中核市、特例市
経 過 平成15年2月 土壌汚染対策法の施行 平成21年4月 土壌汚染対策法一部改正公布（汚染土壌処理業の許可申請の新設） 平成21年5月～県、政令市にて検討会実施	今後の予定 平成21年9月 9月議会上程 平成21年10月下旬 改正条例の施行 （法の施行日と同日施行）